

## 集合住宅の各戸検針・納入等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市水道事業の給水区域に所在する集合住宅の所有者又はその代理人（以下「所有者等」という。）から各戸検針の申込みがあった場合の水道メーターの点検（以下「検針」という。）及び水道料金の納入に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(各戸検針の方式)

第2条 各戸検針は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 遠隔式 所有者等が各戸メーター（この要綱の規定により集合住宅の戸別に設置されるメーター及び集会場、散水栓等に設置されるメーターをいう。以下同じ。）及び遠隔装置の設置並びに維持管理（有効期間満了又はメーター異状等に伴う各戸メーターの取替を含む。以下同じ。）を行うものをいう。
- (2) 普通式 水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が各戸メーターの設置及び維持管理を行うものをいう。

(適用の要件)

第3条 各戸検針の対象となる集合住宅は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建物の使用目的が、主として継続的な生活を営むためのものであること。
- (2) 各戸の給水設備が、それぞれ独立していること。
- (3) 設置するメーター等の設備が、市長の定める設置基準に適合していること。
- (4) 普通式の場合にあっては、当該集合住宅の所有者が国、地方公共団体、愛知県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構その他これらに準ずるもの以外であること。
- (5) オートロック式の集合住宅の場合は、検針及びメーターの取替等の

業務に支障がないよう、暗証番号の通知、鍵の交付等の措置がとられること。

(6) 配水管から分岐した給水装置上で各戸検針を行う集合住宅への各戸分岐前に設置されたメーター（受水槽が設置される場合は、受水槽に流入する手前に設置されたものに限る。以下「親メーター」という。）を經由して給水される水は、散水栓を含め、全て各戸メーターを通過する構造とすること。

（申込み手続等）

第4条 集合住宅の各戸検針の適用を受けようとする所有者等は、集合住宅の各戸検針・納入申込書（第1号様式）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 水道使用者届（第2号様式）又は代理人選任・変更届兼水道使用者届（第3号様式）

(2) 配管図及び附属設備図

(3) その他市長が必要と認める書類

（検査）

第5条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、各戸検針に関する必要な事項の調査を行うものとする。

（契約等）

第6条 市長は、前条の検査の結果、適当と認めるときは、別に定める契約書により、住宅の各戸検針・納入に関する契約を所有者等と締結する。

2 前項の契約締結後、各戸の使用者に入退居等の異動が発生した場合の届出は、春日井市水道事業給水条例施行規程（昭和55年春日井市水道事業管理規程第2号。以下「施行規程」という。）第10条及び第11条の規定を準用するものとする。

3 第1項の契約締結後、代理人に変更がある場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

4 市長は、所有者等又は使用者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

（検針）

第7条 検針は次により行う。

- (1) 遠隔式 遠隔指示式集中検針盤及び各戸メーターにより行う。
- (2) 普通式 各戸メーターにより行う。

2 検針は、親メーター、各戸メーターを同時に行うものとする。

3 遠隔装置の故障等により検針ができないときは、市長は当該検針月の水量を認定することができるものとする。

4 各戸の使用水量に著しい増減がある場合等、集合住宅内での漏水等の異常が疑われるときは、各戸の利用者に連絡するものとする。この場合、当該利用者は、漏水等の異常の有無について調査、確認し、必要に応じ、所有者等に連絡するものとする。

5 第1項及び第2項の検針は、この要綱に基づく各戸メーターの取付け後に到来する2回目の検針日（取付日と検針日が同日の場合は1回目の検針日）から行う。

（水道料金等の納入方法）

第8条 利用者は、市長が各戸メーターごとに検針した使用水量に基づく請求により、水道料金を納入するものとする。

2 親メーターの検針による使用水量と各戸メーターの検針による使用水量の合計の間に生じた差水量に対する料金は、親メーターの検針による使用水量の4パーセントを超える水量（漏水に起因する水量を含む。）について所有者等が納入し、又は市が所有者等に還付するものとする。

3 各戸の利用者が退去等により使用を中止したときは、水道料金に併せ中止手数料を納入するものとする。

4 検針の結果、使用の届出がされていない各戸メーターに使用水量がある場合は、その水量を第2項の差水量に加えるものとする。

（その他）

第9条 各戸の管理は、各戸の利用者又は所有者が行い、各戸メーターの修繕等に要した費用は、各戸の利用者又は所有者等が負担するものとする。ただし、市長が当該メーターの管理に不備がなかったと認めたときは、この限りでない。

2 遠隔式の各戸メーターを設置する集合住宅の所有者等は、検定期間満

了前に各戸メーターの取替を行い、各戸メーター修繕取替報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、春日井市水道事業給水条例（昭和36年春日井市条例第8号）、施行規程その他関係規定の定めるところによる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号に規定する普通式における各戸メーターは、平成21年10月1日以降に設置できるものとする。

（中高層集合住宅の各戸検針・徴収等に関する事務取扱要綱の廃止）

2 中高層集合住宅の各戸検針・徴収等に関する事務取扱要綱（昭和52年9月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、既に中高層集合住宅の各戸・徴収等に関する事務取扱要綱に基づき、各戸検針・徴収の契約を締結しているものについては、この要綱により、各戸検針・納入の契約を締結したものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。